

土長南国PTA連合協議会表彰規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、土長南国PTA連合協議会（以下、「郡P連」という。）の表彰に関する事項について定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、多年PTA活動に従事し、その功績顕著な者。
表彰は、同一人物一回限りとし、役職終了時または適当と思われる時期に行う。

(被表彰者の選考)

第3条 被表彰者の選考については、市町村PTA連合会長の申請に基づき、表彰審査委員会（郡P連役員を充てる）の協議を経て決定する。

(表 彰)

第4条 表彰は、次により行うものとする。
(1) 被表彰者には表彰状を授与する。
(2) 表彰時期については、郡P連研究大会またはそれに準じた行事において行う。

(表彰申請の手続き)

第5条 表彰申請の手続きについては、所定の表彰申請書によって期限までに郡P連に提出するものとする。

(被表彰者が死亡した場合の処置)

第6条 この規定により、被表彰者となった者がその表彰前に死亡したときは、表彰状等はその遺族に贈る。

(委 任)

第7条 その他表彰に関し、この規定に定めなき事項については、郡P連役員会において協議の上、実施するものとする。

付 則

この規定は、昭和62年6月12日から施行する。

この規定は、平成5年7月20日から施行する。